

議第120号

南丹都市計画地区計画の決定について
(篠町夕日ヶ丘西地区地区計画)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、
南丹都市計画地区計画を次のとおり決定する。

南丹都市計画地区計画の決定（亀岡市決定）

都市計画篠町夕日ヶ丘西地区地区計画を次のように決定する。

名 称	篠町夕日ヶ丘西地区地区計画
位 置	亀岡市篠町篠芦原、上長尾、下長尾、鍋倉、牧田、向谷及び松ヶ池、篠町王子西長尾の各一部
面 積	約 18.2 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	本地区は、市東部の京都縦貫自動車道篠 I.C. に隣接し、広域的な交通条件に恵まれた立地にあり、隣接する区域においては企業団地が形成されている。 また、亀岡市都市計画マスタープランでは、本地区の交通利便性の高い立地条件を活かし、産業拠点の形成に向けて市街地開発事業（土地区画整理事業）による工業系を中心とした土地利用を検討する地区と位置付けている。 本計画は、土地区画整理事業による都市基盤整備と恵まれた地区環境を活かしつつ、産業拠点にふさわしい操業環境の形成を図るとともに、隣接する住宅地等の住環境を保全し、周辺の豊かな自然環境と調和した土地利用の実現を目標とする。
	1. 土地利用の方針 周辺環境と調和した産業地の形成を誘導するため、3つの地区に細区分し、合理的な土地利用を図る。 ①工業施設ゾーン 篠 I.C. に隣接する利便性の高い産業地として、合理的で良好な操業環境の維持と保全を図る。 ②生活利便施設・関連施設ゾーン A 隣接地区における居住環境との調和等に配慮しつつ、生活利便施設、関連施設（研究所、福祉施設）等の施設地として、利便の増進を図る。 ③生活利便施設・関連施設ゾーン B 既存住宅等との調和に配慮しつつ、生活利便施設、関連施設（研究所、福祉施設）等の施設地として、利便の増進を図る。 2. 地区施設の整備の方針 亀岡市篠町篠インター地区土地区画整理事業により、適切に配置し、整備された道路及び公園を保全する。 3. 建築物等の整備の方針 周辺環境と調和した操業環境を創出するとともに、その保全を図るため、建築物等の整備に関して、次のとおり方針を定める。 ①工業施設ゾーン 篠 I.C. に隣接する立地条件を活かし、工業等に特化した産業集積地として、合理的で良好な操業環境の維持と保全を図るため、建築物等の用途の制限等を行う。 ②生活利便施設・関連施設ゾーン A 隣接地区の住環境との調和と地区南側の工業施設ゾーンとのバランスに配慮した建築物等の用途の制限等を行う。 ③生活利便施設・関連施設ゾーン B 既存住宅等との調和と地区南側の工業施設ゾーンとのバランスに配慮した建築物等の用途の制限等を行う。 4. その他の整備、開発及び保全に関する方針 緑豊かな市街地環境の形成を図るため、沿道部分を中心に敷地内の緑化に努める。

地区整備計画	区域の面積		約 18.2 ha		
	地区施設の配置 及び規模		道 路	計画図表示のとおり	区画道路 (13m、9.5m)
			公 園	計画図表示のとおり	1号公園 (約 0.6 ha)
	地区の細区分	工業施設ゾーン	生活利便施設・関連施設 ゾーンA	生活利便施設・関連施設 ゾーンB	
	区域の面積	約 14.8 ha	約 2.9 ha	約 0.5 ha	
建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物の建築等はしてはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) ボーリング場、スケート場、水泳場又は建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2 に規定する運動施設 (4) 建築基準法施行令第 130 条の 7 に規定する規模の畜舎 (5) 住宅 (6) 共同住宅、寄宿舍又は下宿（本ゾーン内に立地する事業所が、当該事業所の従業者のために設置するもの又は研修等のために設置する宿泊施設を除く。） (7) 兼用住宅 (8) 店舗、飲食店等 (9) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (10) 集会場、集会所 (11) 公衆浴場 (12) 診療所 (13) 認定こども園 (14) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	次の各号に掲げる建築物の建築等はしてはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) ホテル又は旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場又は建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2 に規定する運動施設 (5) 建築基準法施行令第 130 条の 7 に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。） (6) 住宅 (7) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (8) 兼用住宅 (9) 店舗、飲食店等の用途に供する建築物でその用に供する部分の床面積の合計が 1,000 m² 以上のもの (10) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）	次の各号に掲げる建築物の建築等はしてはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) ホテル又は旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場又は建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2 に規定する運動施設 (5) 建築基準法施行令第 130 条の 7 に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。） (6) 店舗、飲食店等の用途に供する建築物でその用に供する部分の床面積の合計が 1,000 m² 以上のもの (7) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。） (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物	

	(15) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（本ゾーン内に立地する事業所が当該事業所の従業員の福利厚生のために設置する保育施設を除く。） (16) 図書館、博物館その他これらに類するもの (17) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。） (18) 自動車教習所 (19) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 (20) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）	(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 (12) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）	(9) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）
建築物の敷地面積の最低限度	1,500 m² ただし、次の各号の一に該当する建築物の敷地については適用しない。 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4及び第130条の5の4に規定する公益上必要な建築物	150 m² ただし、次の各号の一に該当する建築物の敷地については適用しない。 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4及び第130条の5の4に規定する公益上必要な建築物	100 m² ただし、次の各号の一に該当する建築物の敷地については適用しない。 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4及び第130条の5の4に規定する公益上必要な建築物

		(2) 土地区画整理法の規定による仮換地の指定又は換地処分を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの	(2) 土地区画整理法の規定による仮換地の指定又は換地処分を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの	(2) 土地区画整理法の規定による仮換地の指定又は換地処分を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
壁面の位置の制限	1. 敷地境界線のうち道路境界線（道路の隅切部分を除く。）からの建築物の外壁又は、これにかわる柱（以下「建築物の外壁等」という。）の面までの距離の最低限度は1mとする。 2. 前項の規定は、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4及び第130条の5の4に規定する公益上必要な建築物については適用しない。	1. 敷地境界線のうち道路境界線（道路の隅切部分を除く。）からの建築物の外壁又は、これにかわる柱（以下「建築物の外壁等」という。）の面までの距離の最低限度は1mとする。 ただし、市道中矢田篠線に面する部分にあっては、距離の最低限度を3mとする。 2. 前項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については適用しない。 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4及び第130条の5の4に規定する公益上必要な建築物 (2) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下の附属建築物	—	
かき又はさくの構造の制限	道路に面する部分に設置する垣又はさくは、生け垣又は透視可能なフェンス等、周辺環境と調和したものとする。	同左	—	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、本地区で施行予定の土地区画整理事業による都市基盤整備に合わせ、計画的で合理的な土地利用を誘導し、周辺環境と調和のとれた良好な市街地環境の形成と保全を図るため定めるものである。

決定理由説明書

本市では、第5次亀岡市総合計画において活力あるにぎわいのまちづくりを施策の基本方針の1つとして掲げ、企業立地基盤の整備の促進など企業立地への支援を進めている。

本地区は京都縦貫自動車道篠インターチェンジに隣接しており交通利便性の高い土地である。

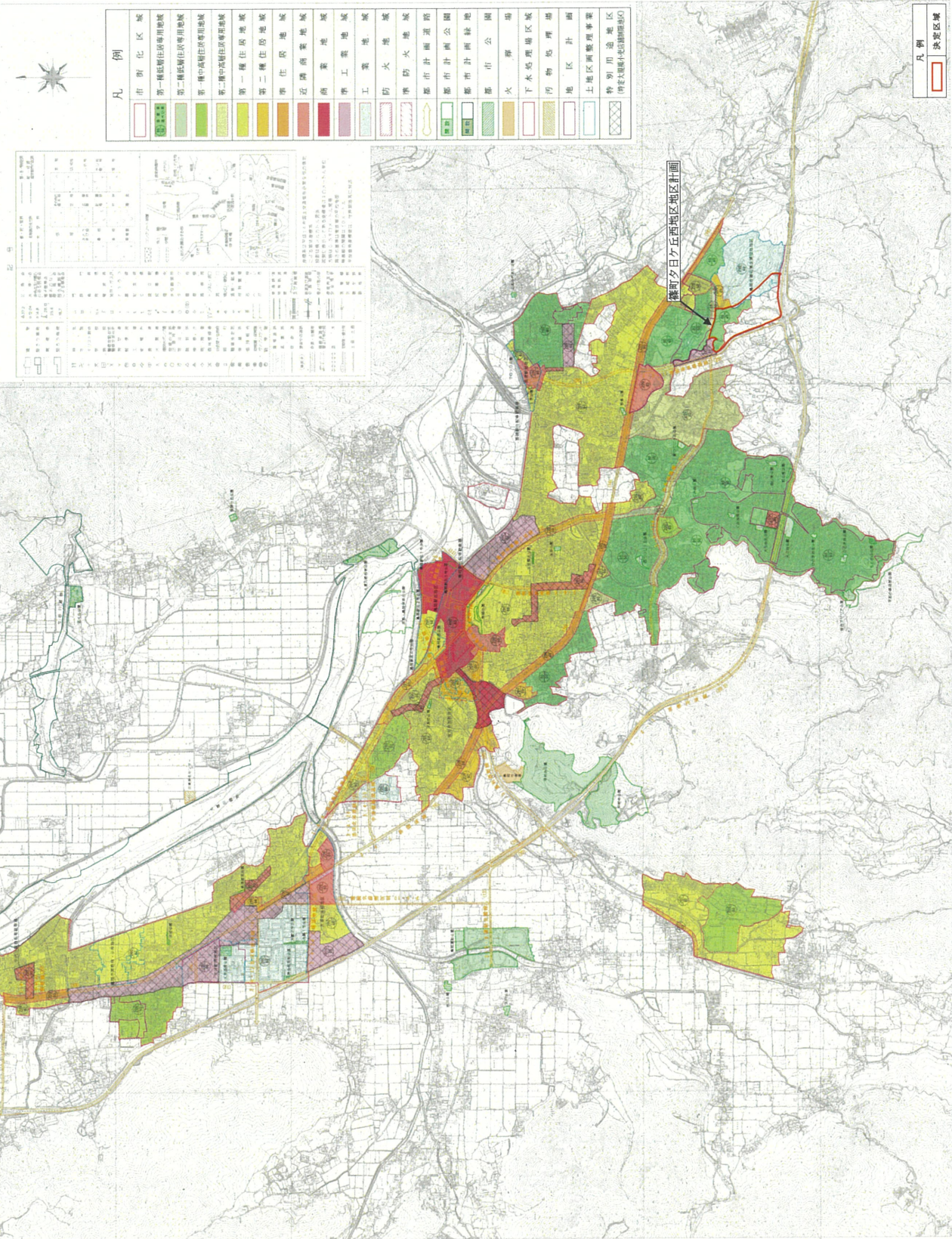
また、本地区は亀岡市都市計画マスタープランにおいて、交通利便性の高い立地条件を活かし、産業拠点の形成にむけて市街市開発事業による工業系を中心とした土地利用を検討する地区に位置付けている。

今回、京都府が予定している市街化区域と市街化調整区域との区分の変更と併せて、計画的で合理的な土地利用を誘導し、周辺環境と調和のとれた良好な市街地環境の形成と保全を図るため、地区計画を定めるものである。

計 画 付 図

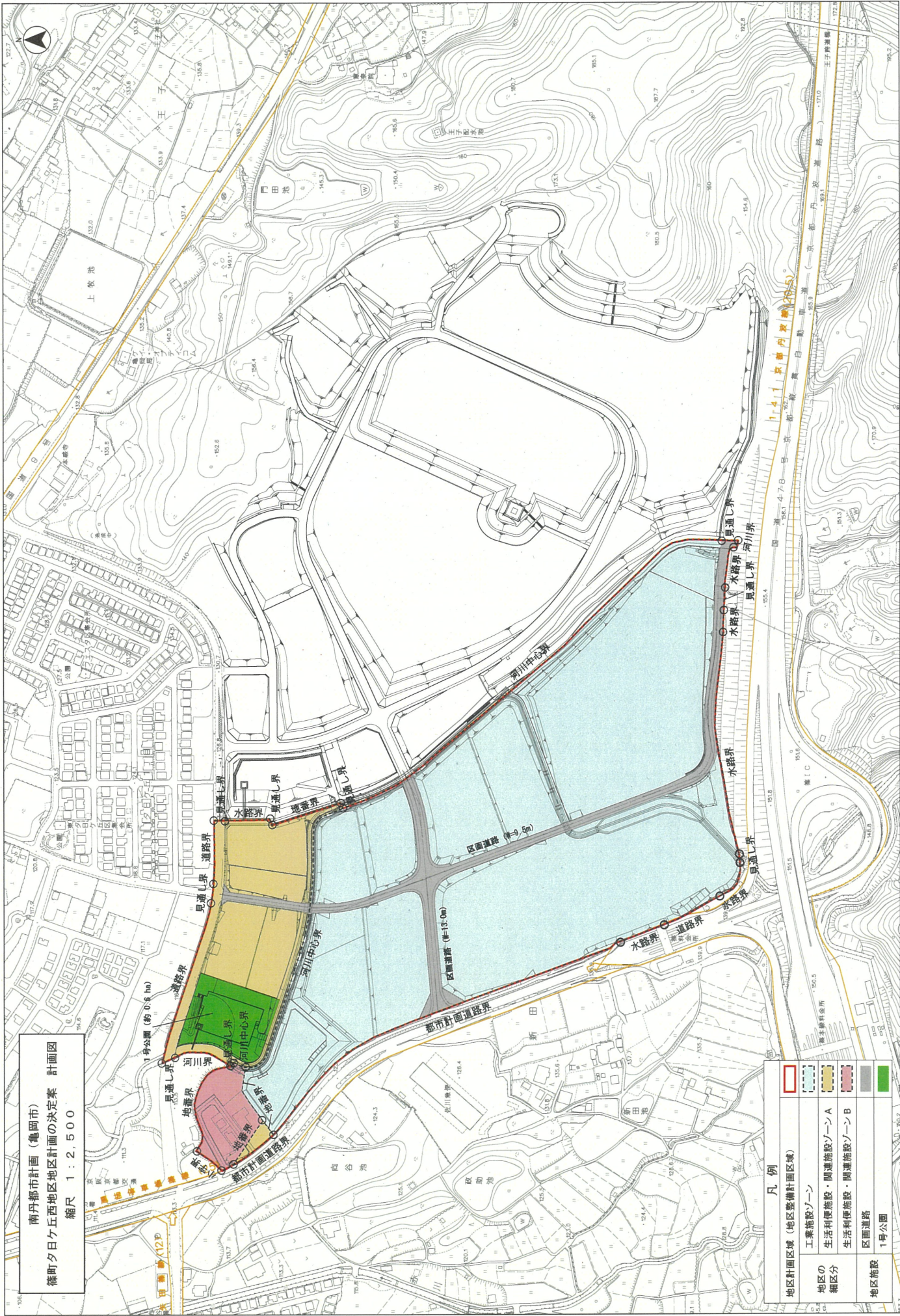
圖面平面語言在都市規劃

南丹都市計画（亀岡市）
練町夕ヶ丘西地区地区計画の決定案
縮尺 1:15,000
総括図



この表は、国庫の増減を示すもので詳細については、都市計画課課長付付税課課長に参照して下さい。

めあしにたし、國體の隆を成るも、此の如く、



南丹都市計画（亀岡市）
篠町夕ヶ丘西地区計画の決定案 計画図
縮尺 1:2,500

凡例	
地区計画区域（地区整備計画区域）	
工業施設ゾーン	
生活利便施設・関連施設ゾーンA	
生活利便施設・関連施設ゾーンB	
地区境界線	
地区整備計画	
1号公園	